

品川区重度障害者大学等修学支援事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 211 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、重度障害者が大学等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（大学院および短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校および各種学校をいう。以下同じ。）に修学するにあたり、大学等が修学に必要な支援体制を構築するまでの間において、必要な身体介護等を提供することにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項に規定する居宅介護または同条第 3 項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）の事業所として都道府県知事等から指定を受けている事業所が、重度障害者が大学等において修学するにあたり必要な大学等への通学中および大学等の敷地内における身体介護等（以下「大学等修学支援」という。）を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる支援については、大学等修学支援の対象外とする。

- (1) 大学等に構築された支援体制によって提供される支援
- (2) 大学等からの帰宅途中における余暇活動等への支援
- (3) 修学に関わらない活動への支援

(対象者)

第 3 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、区内に居住する者であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 重度訪問介護に係る介護給付費について、区長から法第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者
- (2) 大学等に在籍する者
- (3) 区長が大学等修学支援事業の必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は事業の対象としない。

- (1) 大学等への入学後に停学その他の処分を受けている者
- (2) 大学等への入学後に病気、留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無もしくは極めて少ない等、学修の意欲に欠けると認められる者

(大学等の要件)

第 4 条 事業の対象となる大学等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 障害のある学生の支援について協議、検討、意思決定等をする機関および支援業務を行う相談窓口等が設置されていること。

- (2) 常時介護を要する重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。ただし、事業を初めて利用する対象者の場合は、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区重度障害者大学等修学支援事業利用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、1年度ごとに区長に申請するものとする。

- (1) 大学等修学支援事業承諾書（第2号様式）
- (2) 大学等に在籍する学生であることを証する書類（大学等に入学予定の者にあつては、入学予定であることを証する書類）
- (3) 事業の利用を希望する期間における大学等での履修科目および出席する授業の日程等を示す書類
- (4) 世帯の課税状況等を証する書類（当該書類により証明すべき事実を公簿によって確認できる場合は添付を省略することができる。）
- (5) 利用計画書（第3号様式）

(利用決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、事業の利用の適否を決定し、品川区重度障害者大学等修学支援事業利用承認・不承認決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定により事業の利用を承認する場合においては、月を単位とする大学等修学支援の利用時間数の上限を定め、決定通知書により申請者に通知する。
- 3 第1項の規定により事業の利用について承認の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が事業を利用できる期間は、当該決定を行った日から当該年度の3月31日または当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる日のいずれか早い日までとする。

(利用の変更申請等)

第7条 利用者は、利用決定時間数その他利用決定に係る事項について変更があったときは、品川区重度障害者大学等修学支援事業利用変更申請書（第5号様式。以下「変更申請書」という。）に利用の変更に係る事由を証する書面を添えて区長に申請するものとする。

- 2 区長は、第1項の規定による申請を受けたときは、事業の利用の変更の適否を決定し、決定通知書により当該申請者に通知する。

(利用の停止または取消し)

第8条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、利用の決定を停止または取り消すものとする。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 大学等を休学または退学したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認の決定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、その理由を付して、品川区重度障害者大学等修学支援事業利用承認決定取消通知書（第6号様式）により、当該利用者に通知するものとする。

（利用契約）

第9条 利用者は、大学等修学支援を受けるために利用する修学支援事業者に対し、直接利用の依頼を行うものとし、当該修学支援事業者との間で修学支援の利用についての契約を締結した上で、利用するものとする。

（事業の費用等）

第10条 事業の対象となる費用（以下「事業費」という。）は、別表1に定める額とし、区長は、その事業費について大学等修学支援費を支給する。

- 2 大学等修学支援費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第10条第1項に規定する事業の額

(2) 第12条第1項に規定する利用者負担額

（支援計画書作成費）

第11条 区長は、支援計画書作成にあたり、利用者から申請があった指定特定相談支援事業所等と委託契約を締結する。

- 2 支援計画書作成費は、第5条第5号に規定する支援計画書を利用者から希望があつて指定特定相談支援事業所等が作成したことにつき、別表2に定める額とする。

（利用者負担額）

第12条 利用者負担額は、事業の対象となる費用に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、支援計画書作成費に要する経費については、利用者負担は要しない。

- 2 前項に規定する利用者負担額は、修学支援事業者が利用者から受領するものとする。

（大学等修学支援費の支給）

第13条 利用者は、修学支援事業者から重度訪問介護等サービスの提供を受けたときは、委任状に基づき、当該事業者に大学等修学支援費の請求および受領の権限を委任するものとする。

- 2 前項の規定により、大学等修学支援費の支払いを受ける修学支援事業者は、当該支払いを受けるにあたって、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 品川区重度障害者大学等修学支援費請求書（第7号様式）

(2) 品川区重度障害者大学等修学支援費明細書（第8号様式）

(3) 品川区重度障害者大学等修学支援事業提供実績記録票（第9号様式）

(4) 委任状（第10号様式）

- 3 区長は、前項の規定による請求があつた場合は、その内容を審査し、当該請求が適当であると認めるときは、修学支援事業者に大学等修学支援を提供した月の翌々月末までに

大学等修学支援費を支払うものとする。

(報告等)

第14条 区長は、本事業に関して必要があるときは、利用者または修学支援事業者等に対して事業に係る報告および書類の提示を命じ、または修学支援事業者等の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(費用の返還)

第15条 区長は、利用者または修学支援事業者等が、虚偽その他の不正な手段により大学等修学支援事業費の支給を受けた場合は、当該利用者または修学支援事業者等から大学等修学支援事業費に相当する額の全部または一部について返還を請求するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第10条関係）

	時 間	単 価	備 考
1	年間500時間以内	30分 1,960円	年間1,135,000円を限度とする。
2	年間500時間を超える	30分 1,135円	

※30分未満の端数が生じたときは、15分未満は切り捨てとし、15分以上は30分とみなす。

別表2（第11条関係）

支援計画書作成費	16,000円
----------	---------

第1号様式（第5条関係）

品川区重度障害者大学等修学支援事業利用申請書

年 月 日

品川区長 あて

次のとおり品川区重度障害者大学等修学支援事業の利用を申請します。

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	住 所	電話番号 ()			
	障害状況	(障害者手帳の種別、障害名、等級等)			
修学する大学等		名 称			
		所 在 地			
		連 絡 先			
		入学年月日			
利用を希望する 支 援 事 業 者		相談支援 事業所名		連絡先	
		事業者名		連絡先	
		事業者名		連絡先	
利用見込時間数		年間総時間数 () 時間 1月当たりの最大時間数 () 時間			
世帯の課税状況等		☐ 生活保護 ・ ☐ 低所得 ・ ☐ 一般			
申請理由					

(注意)

申請の際に次の書類を添付してください。なお、同意欄に記載をされた場合は、品川区が公簿等により確認することができる事項についての書類の添付を省略することができます。

- (1) 申請者が大学等に在学する学生であることを証する書類（大学等に入学予定の者にあつては、入学予定であることを証する書類）
- (2) 事業の利用を希望する期間における大学等での履修科目及び出席する授業の日程等を示す書類
- (3) 世帯の課税状況等を証する書類
- (4) 利用計画書

大学等修学支援の利用の承認の決定のために、この申請書に添付すべき書類により証明すべき事項について、品川区が公簿等により確認すること、併せて申請者の停学その他の処分の有無及び前年度の習得単位数について、品川区が大学等を確認することに同意します。

年 月 日

申請者氏名 _____

大学等修学支援事業承諾書

品川区長 あて

品川区重度障害者大学等修学支援事業の利用を希望する学生より依頼がありましたサービス提供の従事者の受入れを承諾します。

また、入学後に品川区重度障害者大学等支援事業の利用を希望する学生については、併せて、以下のことを証明します。

対象学生は、

1. 入学後に停学その他の処分を受けていない。
2. 学修の意欲があり、やむを得ない事由による場合を除き、単位を適切に修得している。

年 月 日

学校名

印

対象学生名	
入学（予定）日	年 月 日
卒業予定	年 月

障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の名称
障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口等の名称

学校連絡先	電話		メールアドレス	
-------	----	--	---------	--

【本書と併せて以下の書類をご提出ください。※書式は問いません】

- 1 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等について運営規程など活動内容が具体的に分かるもの
- 2 本事業の対象となるような、常時介護を要するような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられて、着実に大学等による支援が進められていることが分かるもの
- 3 対象学生が前年度から継続して本事業を利用している場合は、前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画について、過去1年間の進捗状況が分かるもの

(1) 支援を利用する対象者

(フリガナ)				住所	
氏名				〒 -	
修学する大学等				入学(予定)年月日	年 月 日
主たる障害の種類	身体・知的・精神 (級・度)		障害状況		
サービス提供事業所			特定相談支援事業所		
支援が必要な介助等					

(2) 大学環境等

フリガナ			フリガナ		
大学名			所在地		
通学日	月 / 火 / 水 / 木 / 金 / 土 / 日 / 不定期(週 日勤務)			電話番号	
通学場所					
支援内容					
必要な機器等					
大学までの移動手段			経路		
				所要時間(片道) 分	
教室環境等(大学内)	車いすトイレ 有 / 無 ・手すり 有 / 無 ・エレベーター 有 / 無 ・入口から教室までの段差 有 / 無				
	休憩スペース 有 / 無 ・移動範囲内の障害物 有 / 無 ・支援者等の部外者の教室等同席 可 / 不可				
コミュニケーションの手段	直接口頭 / 電話 / メール / 手話 / 筆談 / 点字資料 / 音声ソフト活用 / TV電話 / その他()				
大学の担当者名			その他担当者名		
その他、可能な合理的配慮の取組					

(3) 必要な支援内容

通学支援	通学支援実施年月日	年 月 日 ～ 年 月 日 (終了日が当該申請年度を超える場合は当該申請年度の3月31日まで)	
	通学支援が必要な日	月 / 火 / 水 / 木 / 金 / 土 / 日 / 不定期(月 日)	
	支援の必要性	全介助・一部介助・見守りのみ (計画作成時点において必要な支援に○をつける)	
	通学時間帯(開始時間～終了時間)	介助及び見守りが必要な場所(※一部介助・見守りのみを選択した場合に記載)	
	時 時		
	時 時		

大学等における支援	大学内での利用者の流れと、介助者の介助内容			
	時刻の目安	利用者の動き	介助内容	
				小 計
その他必要な支援 具体的に介助が必要な場面 ○見守り 有 / 無 ○ 姿勢の調整 有 / 無 ○ 喀痰吸引 有 / 無 ○トイレ介助 有 / 無 ○ 給水 有 / 無 ○ 体位交換 有 / 無 ○食事介助 有 / 無 ○ 衣服着脱 有 / 無 ○ 有 / 無 小 計				
合 計				

利用計画書作成年月日	年 月 日
------------	-----------------

☐ 市町村等確認使用欄

様

品川区長

品川区重度障害者大学等修学支援事業利用承認・不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区重度障害者大学等修学支援事業の利用申請につきましては、下記のとおり承認・不承認としましたので通知します。

記

1 承認

利用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			
修学する大学等				
利 用 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日		
利 用 時 間 数		期間中の総時間数 () 時間 1 月当たりの最大時間数 () 時間		
利用者負担額		利用金額の 1 割(生活保護世帯および特別区民税非課税世帯は無料)		
利用者負担上限月額		円	左の上限月額の 適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項				

2 不承認

理 由	
-----	--

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

品川区長 あて

利用者 住所

氏名

品川区重度障害者大学等修学支援事業利用変更申請書

次のとおり品川区重度障害者大学等修学支援事業の申請事項について変更がありましたので届出します。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
修学する大学等		
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
利 用 時 間 数	期間中総時間数（ ）時間 1月の最大時間数（ ）時間	期間中総時間数（ ）時間 1月の最大時間数（ ）時間
世帯の課税状況等	☐ 生 活 保 護 ☐ 低 所 得 ☐ 一 般	☐ 生 活 保 護 ☐ 低 所 得 ☐ 一 般
その他の変更		

（注意）

届出の際に変更事項を証する書類を添付してください。なお、同意欄に記載をされた場合は、品川区が公簿等により確認することができる事項についての書類の添付を省略することができます。

変更事項の確認のために、この申請書に添付すべき書類により証明すべき事項について、品川区が公簿等により確認すること、併せて申請者の停学その他の処分の有無及び前年度の習得単位数について、品川区が大学等に確認することに同意します。

年 月 日

利用者氏名 _____

様

品川区長

品川区重度障害者大学等修学支援事業利用承認決定取消通知書

品川区重度障害者大学等修学支援事業の利用承認決定については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

利 用 者 氏 名	
大 学 等 の 名 称	
利用承認決定取消日	
取 消 理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

品川区重度障害者大学等修学支援費請求書

品川区長 あて

請求金額	十億		百万			千			円
------	----	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳				年			月分		
	請求事業費名							明細書件数	金 額
	合 計								

品川区重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 12 条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

年 月 日

[illegible]

品川区重度障害者大学等修学支援費明細書

			年			月分
--	--	--	---	--	--	----

利用決定障害者等	
生年月日	年 月 日

請求 事業 者	指定事業所番号													
	事業者および その事業所 の名称													
		地域区分												

利用者負担上限月額					
-----------	--	--	--	--	--

利用者負担上限額管理事業所名称		管理結果		管理結果額					
-----------------	--	------	--	-------	--	--	--	--	--

支 援 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード					単位数			回数	サービス単位					摘要

(実施した重度訪問介護を記入すること。)

請求 額 集 計 欄	サービス利用日数					日
	単位数					
	単位数単価					円/単位
	総費用額①					
	利用者負担額					
	3%調整額(①×0.03)					
	10%調整額(①×0.1)					
	調整後利用者負担額②					
	①－②					
	区請求額(支援事業費)					

支給決定障害者氏名		生年月日		事業所番号													
契約支給量				事業者及びその事業所													

[illegible]

	枚中		枚
--	----	--	---

【第 10 号様式】（第 13 条関係）

委 任 状

品川区長 あて

年 月 日

（委 任 者） 住所 _____

氏名 _____

私は下記の者を代理人と定め、重度障害者大学等修学支援事業支援費に関する次の
権限を委任します。

年 月 日

受任者 住所 _____

（事業者） 名称 _____

代表者氏名 _____

委任事項

当該事務所の履行業務に係る大学等修学支援費の請求について